

新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 1月 20日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第 3 号

新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第22条第4項を削る。

第23条第1項中「降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸）」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 降格した日の前日に受けていた号俸（以下この項において「降格前号俸」という。）が昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定めるいずれかの号俸に該当するとき その号俸に対応する昇格した日の前日に受けていた号俸欄に掲げる号俸（号俸が2以上あるときは、最も上位の号俸）
- (2) 降格前号俸が昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸にないとき
降格した職務の級の最高号俸

第23条第2項中「級以上下位の職務の級への降格」の次に「（教育職俸給表(1)又は教育職俸給表(2)の職務の級3級又は4級から2級への降格を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。